

通知カードを紛失した場合などの 再交付手続きのお知らせ

通知カードを紛失した場合は、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）へ紛失届を提出してください。電話で届け出することもできます。（※ご本人様などの情報について申告を求め、本人確認をさせていただきますので、ご了承ください。）

通知カードを紛失した場合など、通知カードの再交付ができる場合（右記参照）は、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）で通知カード再交付申請書により申請いただくと、後日、ご本人あてに転送不要の簡易書留で住民票の住所（やむを得ない理由により居所登録している場合は居所）へ郵送します。

通知カードの再交付ができる場合

- ・通知カードを紛失し、焼失し、または著しく損傷した場合
- ・通知カードの追記欄の余白がなくなった場合
- ・国外転出などにより通知カードを返納した後、国内転入などにより市町村の備える住民基本台帳に記録された場合
- ・任意に個人番号カードを返納した場合
- ・個人番号カードを紛失し、焼失し、著しく損傷したときまたは個人番号カードの機能が損なわれた場合で、個人番号カードの再交付を求めない場合
- ・個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合で、個人番号カードの再交付を求めない場合

【再交付の申請に必要な書類】

◎通知カード再交付申請書

※通知カードを紛失または焼失した場合は、次のいずれかの書類も必要となります。

- ・通知カード紛失届（遺失届を届け出た警察署およびその連絡先、遺失物受理番号が記載されているもの）
- ・消防署または市町村が発行する罹災証明書
- ・上記のいずれも提出が困難な場合は、紛失または焼失の経緯を記載した書類

◎本人確認書類など

<本人が申請する場合>

- ・窓口に来られる方の **本人確認書類**

<任意代理人（本人・法定代理人以外の方）が申請する場合>

- ・代理人の **本人確認書類**
- ・委任状
- ・本人（委任する者）の **本人確認書類**

<法定代理人が申請する場合>

- ・法定代理人の **本人確認書類**
- ・資格を証する書類（登記簿謄本など）
- ・本人の **本人確認書類**

※本人確認書類として、次のA1点またはB2点が必要です。

本人確認書類（有効期間内のもの）

- A：顔写真があるもの1点（免許証、旅券、在留カードなど）※老人等無料バス優待券（証）は認められません。
- B：顔写真がないもの2点（健康保険証、年金証書、預金通帳、学生証など）

【再交付の手数料】 500円

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、手数料は無料です。

- ・通知カードの追記欄（裏面下部）の余白がなくなった場合
- ・個人番号、住民票コードの変更に基つき返納した後の再交付の場合
- ・国外転出による返納後の再交付の場合